

令和5年 第4回浅口市農業委員会議事録

令和5年3月15日浅口市消防機庫2階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	欠

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第3号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第4号 農地法施行規則該当転用届について

報告第5号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和5年4月14日（金））

開会（午後1時32分）

議長 それでは、これより令和5年第4回浅口市農業委員会を開催いたします。
ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は11名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

市の新型コロナウイルス感染症対策は緩和されましたが、今後も委員からの補足説明は先ほど決まりましたように座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 それでは、次回以降も今のやり方で議事を進行してまいります。
毎回、行ってきた議事冒頭での確認も行いませんが、引き続き会議短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の記録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において、12番梶原委員、13番岡田委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

507番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は2ページになりますので、お開きください。
議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年3月15日提出。

番号507、金光町占見、畑、300平米のうち175平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。なお、この件でございしますが、平成29年8月にこの畑の一部の転用の許可を受けておりますので、面積のほうをうち表示とさせていただいております。譲受人は、許可に必要な許可要件を満たしていると考えられますので、よろしく願いいたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。位置図は、1ページ、2ページになります。これは柘池のところから北へ入ったところなんです、旧県道を越えたところなんです。現状は、さっき話があったように、太陽光と畑が混在しとるようなところなんです、今回太陽光をすることで、畑の部分に現在野菜を植えたりしておりましたが、〇〇〇〇の名義に変更するということで、現況と全く変わらないというふうに思いますので、問題はないかと思っておりますので、よろしく願いします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、507番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、516番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号516、金光町占見、田、510平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 渡邊です。位置図では、3ページ、4ページになります。

金光の農協の西にわたる石材の展示場があるんですが、それをずっと川沿いに上へ上がって、占見のコミュニティハウスがあるんですが、そこを西へ100メートルぐらい行ったところになります。譲渡し人がもう高齢ということで、農業は何もできないと。ここ一、二年、荒らしてはいたんですが、耕作してなかったんですが、それを隣の譲受人のほうで買い取っていかうというふうになったようです。特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、516番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、526番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号526-1、鴨方町深田、田、598平米。同じく2、鴨方町深田、田、861平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。位置図は5ページ、6ページになります。

この場所は、鴨方中学校から西へ里庄のほうへ向いて約400メートルぐらい行ったところに北のほうへ上がる道路があります。その道路をさらに北へ200メートルぐらい上がったところに位置図に平石池という池がありますが、その池のすぐ南土手下になります。今現在、草地になっておりますが、譲渡し人が親から相続でもらったんだけど、管理ができないというようなことから、地域の知人に相談した結果、

実家のすぐそばに譲受人がおられるから相談してみられたらというようなことから、相談した結果で譲渡しが決まったようです。何の問題もないかと思います。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　　　　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　　　　　それでは、526番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
　　　　　　議案第10号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。
　　　　　　517番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。議案書は3ページになりますので、お開きください。

　　　　　　議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について。令和5年3月15日提出。

　　　　　　番号517、金光町占見、畑、1,001平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地がありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　次に、2番渡邊委員、補足説明をお願ひします。

委 員 　　2番渡邊です。位置図は、1ページ、2ページになりますが、柘池の北側、県道を渡ってすぐのところなんです、県道を通りようたらよう分かるところなんです、数年前から土地を造成というか、土地を上げるところなんです、現状のところ太陽光を設置するということのようです。境界とかは現状のままです、ということ、のり面については防草シートを張っていくというようなことを言われておりました。特に問題ないかなと思うので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　　　　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　　　　　それでは、517番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
　　　　　　続きまして、518番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号518-1、金光町占見、田、916平米。同じく2、金光町占見、田、489平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は農業用施設、資材置場及び露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられ

ます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 渡邊です。先ほどの太陽光を設置するというような土地がありまして、それをずっと金光町の香取教会に行く道沿いにあります。ここも数年前から埋立てをしている土地です。現状でももう資材置場というか、駐車場として利用しているようです。今回の申請については問題ないんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、518番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 議案第11号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局 512番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになりますので、お聞きください。

事務局 議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和5年3月15日提出。

事務局 番号512、鴨方町益坂、田、898平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は共同住宅で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。

議長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 7番柚木。位置図は、9、10になります。場所は、鴨方の生協、生協から矢掛へ抜けておって、50メートルぐらい行った南側です。周りは、この物件の南側は全部住宅になってますから、問題はないと思いますから、審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、512番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

委員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、519番目の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号519-1、金光町占見、畑、463平米。同じく2、金光町占見、畑、587平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は太陽光パネル設置で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第2種ですが、目的を達成できるほ

かの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。これは、先ほどの議案第10号の517番と隣接している土地なんですが、一体の土地というか、一体のところなんですが、太陽光を同じようにやるということです。ここも数年前から埋立てをしてそのままになっただけなんですが、取りあえずは〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんのほうへ名義を換えて太陽光をするというふうなことをおっしゃってありました。ここもり面は防草シートを張って、取りあえずきれいにしるといふことを言われておりました。特に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、519番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、521番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号521、この件でございますが、申請人の都合で計画を変更する必要が生じたということで一旦取り下げるとの申出がありましたので、今回審議なしということでお願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。いいですか。521番の件について、取り消されるということなんで、よろしく願いをいたします。

事務局 それでは、続きまして522番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号522、鴨方町六条院中、畑、147平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は、第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議 長 次に、私から補足説明をいたします。

議 長 位置図は、13、14ページであります。場所は、鴨方消防署北約200メートルのところに出雲教の山陽分院というのがあります。そのすぐ北に位置します。その西の〇〇〇〇番地に共同住宅を建てる予定であります。その進入路及びその共同住宅の駐車場にする予定であります。問題ないと思いますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

委 員 ただいま説明をいたしました。

委 員 質疑はありませんか。

議 長 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、５２２番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

事務局 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

委員 続きまして、５２７番の件について、事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。番号５２７－１、鴨方町深田、畑、５０５平米。同じく２、鴨方町深田、畑、６０８平米。譲受人は〇〇〇〇、譲渡し人は〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場及び資材置場で、施設の概要は〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、目的を達成できるほかの土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議長 次に、６番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 ６番佐藤です。この土地は、先ほどの５２６のちょうど道路を隔てた反対側、東側のちょっと小高い畑といますか、斜面があります。道路から約三、四十メートルぐらい入ったところになります。この土地も、先ほどと同じく相続の関係で管理ができないというようなことから、５２６の譲受人のこの方の今度のこの案件の場合はご主人になります。夫婦間で両方買われたようなことになります。資材置場等に使用されるということなんですが、問題ないかと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

委員 それでは、５２７番の件についてご異議ありませんか。

議長 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 議案第１２号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。

議長 なお、藤岡推進委員と事務局長が当事者となっている案件があります。議事参与の制限の対象ではありませんが、公正を期すため、藤岡委員と事務局長は当該案件の審議が終了するまで退席をお願いいたします。

議長 (藤岡委員、田中事務局長 退場)

議長 それでは、お願いします。

事務局 失礼します。議案書は、５ページから８ページになります。

議長 議案第１２号農用地利用集積計画につきまして。令和５年３月１５日提出。

議長 それでは、説明いたします。

事務局 番号５２番から７２番の２１件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は１８名、農地は３３筆です。更新が１９筆、新規が１４筆であり、いずれも農業

経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は、3年未満が4筆、3年以上6年未満が23筆、6年以上10年未満が1筆、10年以上が5筆の以上となります。

次に、9ページへ移ります。

1(1)地目別設定面積につきましては、田、2万3,584平方メートル、畑3,879平方メートル、計2万7,463平方メートルです。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することと決定いたします。

2人入室をしてもらってください。

(藤岡委員、田中事務局長 入場)

議長 藤岡委員と事務局長に報告をいたします。

議案第12号については承認されました。

以上です。

ここで事務局が発言を求めていますので、これを許可いたします。

事務局 失礼します。次の議案第13号についてなんですけれども、事前に追加でお送りをさせていただいたんですが、お送りしたのものには表の中の数字が入っておりません。なので、お手元のほうに議案第13号を置いてありますが、こちらのほうでご審議をお願いしたいと思います。分かりますか。こんな感じのやつです。ここに議案第13号と書いてあります。

議長 ホチキスで止めた紙があると思います。一番上に議案第13号と書いてあるものです。ホチキスで止めました。今日配られた。

事務局 今日、机の上に置いておいたやつの中にいありますので。

議長 よろしいでしょうか。

それでは、議案第13号浅口市農業委員会の農地等の利用の適正化の推進に関する指針の変更についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案第13号浅口市農業委員会農地等の利用の適正化の推進に関する指針の変更について。令和5年3月15日提出。

農業基盤経営強化推進法の一部改正に伴いまして、農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づく農地等の利用の適正化の推進に関する指針について変更を生じることからお諮りすることになります。

先に郵便でお送りしたのものの中に、追加でお送りした郵便の中に見え消し版と書いたやつ、枚数が多いやつがあったと思います。こちらを見ていただきたいんですけど

も、ここ見え消し版とこの角に。

議 長 上に見え消し版と書いて、郵便で。
事務局 郵便で2通目でお送りしたやつです。
議 長 よろしいでしょうか。今日の会議の書類の後にまた郵送で送られたものです。
事務局 この見え消し版を見ていただきたいんですけれども、取消し線が入っているところが削除する内容、それから太字でアンダーラインをしている部分が今回書き加えたり、修正したりする内容となっております。国から示された参考例に準じて改正ということになっておりまして、見ていただいたら分かるんですが、ほとんどが変わってしまうというような内容になります。

今回の指針でございますけれども、本来であれば農業委員さんの任期ごと、ですから3年に1回ごとに見直すというようなことになっておるんですけれども、今回、農業経営基盤法の関係で改正されたことによりまして、新たに対応が必要になったということがございまして、今回改正をお諮りするものとなります。

このたびの改正の主なところといたしましては、これまで人・農地プランというものがあったんですけれども、これが地区計画というものに改変されて、法定化されたということがございます。

それから、これからの最適化の活動は、この地域計画の達成というのが主な活動となってまいります。地域計画についてでございますけれども、具体的に申し上げますけれども、これから策定していく計画ということにはなるんですが、簡単に申し上げますと、地域ごとに所有者や、農業者の意向を基に10年後の農地の在り方を描いた市の農地の集積の計画ということになるんですけれども、この地域計画について、後ほどご説明させていただきますが、これを盛り込んだ指針というふうなものに改定ということになります。

それからあと、これまで以上に農地中間管理事業を活用していくというふうなことが主な内容になってまいります。

各表の数字でございますけれども、今までは現状から2年後の数字だけ、3年間のサイクルで2年後の数字だったんですけれども、現状から今度は3年後と、それから10年後の目標というものまで記載をするような様式となっております、中の数字についてなんですけれども、これまでの考え方というものをそのまま踏襲した形で数字を入れさせていただきます。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 よろしいでしょうか。大分訂正が入りました。
ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。今すぐです。大分変わってきてますし、今の青い封筒というんですか、最初の封筒の中にもかなりそういうふうなものが入っておりますので。
それでは、よろしいでしょうか。

委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。
日程第4、報告事項に移ります。
報告第3号農地法第18条の規定による合意解約通知についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は10ページになりますので、お開きください。
報告第3号農地法第18条の規定による合意解約通知について。令和5年3月15日提出。
番号508、金光町八重、田、1,110平米ほか2筆。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年2月1日です。
番号511、金光町須恵、田、819平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年2月5日です。
番号520、鴨方町深田、畑、608平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年2月15日です。
番号524、金光町須恵、田、478平米ほか6筆。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年2月8日です。
番号525、鴨方町深田、田、861平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡し年月日は、令和5年2月17日です。よろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第4号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は11ページになりますので、お開きください。
報告第4号農地法施行規則該当転用届について。令和5年3月15日提出。
番号515、金光町須恵、田、73平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第2種です。
番号523、鴨方町深田、田、332平米のうち40平米。申請人は、〇〇〇〇。施設の概要は、申請人は、〇〇〇〇、農地区分は農振地になります。
以上でございます。

議長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。
報告第5号形状変更届についてを議題とします。

事務局	事務局の説明を求めます。 議案書は12ページになりますので、お開きください。 報告第5号形状変更届について。 番号509、金光町占見、田、36平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。 番号510、金光町占見、田、404平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。 番号513-1、金光町須恵、田、1,021平米。同じく2、金光町須恵、田、1,204平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。 番号514-1、金光町須恵、田、441平米。同じく2、金光町須恵、田、675平米。申請人は、〇〇〇〇。変更理由は、田から畑に変更で、〇〇〇〇です。 以上でございます。
議長	ただいま説明がありました。 質疑はありませんか。
委員	なし声
議長	質疑はないようですので、報告を受けたこととします。 日程第5、その他に移ります。 事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。
事務局	①農業委員等の研修会の内容について ②農地の賃借料情報について ③令和5年度の最適化活動の目標設定について ④市の独自転用基準の見直しについて ⑤農地の利用状況調査・利用意向調査結果の概要について ⑥農業委員会の事務局の移転について ⑦次回の農業委員会について
議長	それでは、ないようですので、長時間かかりましたが、いろいろとありがとうございました。 それでは、閉会とします。ご苦労さまでした。 閉会（午後3時03分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年3月15日

浅口市農業委員会会長 印

同 委 員 印

同 委 員 印